主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

原判決が罹災都市借地借家臨時処理法第二条第一項但書の「その土地を権原により 現に建物所有の目的で使用する者があるとき」の解釈に関して、その敷地を正当に 賃借して、現に建物を所有するか、若しくは、建物所有の目的で建築中であればよ い趣旨であつて、必ずしも借地権及び建物につき登記あることを要するものでない と判示したのは正当であつて、この点を非難する論旨は理由なく、その他論旨は「 最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四 日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の 解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

_		精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂			山	栗	裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官